

○沖縄県立看護大学科目等履修生規程

(平成12年7月19日)

[沿革] 平成20年5月21日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号。以下「学則」という。）第52条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学を希望する日の30日前までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は、学期の始めとする。

(履修期間)

第5条 科目等履修生の履修期間は、当該学期限りとし、引き続き履修しようとする者は、改めて願い出なければならない。

(選考)

第6条 科目等履修生の選考は、教授会が行う。

(入学手続)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第8条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に、科目等履修生として入学を許可する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(授業科目の登録)

第10条 科目等履修生は、所定の期日までに履修する授業科目を登録し、登録カードを提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 科目等履修生で、登録した授業科目を履修し、試験その他の成績により、合格した者には、当該科目の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 科目等履修生の単位及び在学期間等については、本人の申請により所定の証明書を交付する。

(入学考査料等の額)

第13条 科目等履修生の入学考査料、入学料及び聴講料の額は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（昭和10年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）第2条に定める額とする。

2 科目等履修生の実験、実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(聴講料の納付)

第14条 科目等履修生の聴講料は、条例第8条第2項の定めるところにより納付しなければならない。

(入学考査料等の不還付)

第15条 既納の入学考査料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(学則等の準用)

第16条 科目等履修生の取り扱いについては、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行する。